

## 司法書士による 「借金・滞納，その請求に困ったら司法書士へ」 強化月間を開催します

宮城県司法書士会

日本司法書士会連合会では、特に金銭支払等の請求を受けて困っている市民を支援する目的で、毎年3月を「借金・滞納，その請求に困ったら司法書士へ」強化月間と定めています。新型コロナウイルスの影響もあり、困窮している市民の増加が予想される中、このたび宮城県司法書士会では、別紙の総合相談センターでの相談の対応を強化いたします。

- ◆総合相談センターの詳細につきましては別紙チラシをご参照ください。
- ◆相談例：昔の借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか？  
就職できなかった。奨学金の支払いをどうしよう…  
給与が下がって家賃を滞納してしまった…

### 〔例1：ずっと昔の借金の請求が届いた〕

消滅時効が成立し回収不能として貸倒処理した債権を、借り主が時効制度を知らないことに乗じて個別訪問や裁判手続等で返済義務があるかのように主張し、支払を請求する貸金業者やサービス業者が多数存在しており注意が必要です。この場合、遅延損害金等が元金の何倍もの金額になっています。

### 〔例2：奨学金問題〕

今や大学生の半数以上が奨学金を利用していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による失業、低賃金及び不安定雇用により大学卒業後も安定した収入が得られず、奨学金を返したくても返せない状態に陥っている方も多数に上ることが予想されます。減額返還や返還期限の猶予の手続をすることが可能です。

### 〔例3：銀行カードローン〕

貸金業法の規制を受けない銀行によるカードローンの貸付残高が大きく増加し、令和2年3月31日に公表された全国銀行協会の報告書では、銀行カードローン利用者の37.6%が年収の3分の1を超える借入残高を有するとされています。近年自己破産件数が増加に転じており、返済能力を超える融資が引き起こす多重債務の問題は解決していません。

### 〔例4：滞納家賃の請求〕

借金や給与の未払い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の事情により生活が困窮し家賃を滞納している方は、生活再建のために様々な法律上の支援を受けられる可能性があります。

### 〔例5：個人向けファクタリング〕



その請求に困ったら司法書士へ

返済に困った……!/?  
そんなときは**司法書士**に  
相談してみませんか!!

**家賃**を  
滞納した  
このままだと  
追い出されそう

**奨学金**が  
返せない

忘れていた昔の  
**借金**の  
支払い督促が来た

**奨学金の請求、  
借金の返済、家賃滞納など**

一人で悩むより、  
「**くらしの法律家**」司法書士に  
お気軽にご相談ください。

面談・電話にて  
相談をお受けいたします。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

司法書士総合相談センター

○電話相談：専用番号022-221-6870 月・水・金13：30～16：30※祝日を除く（予約不要）

○面接相談：月・水・金14：00～16：00※祝日を除く 予約電話番号022-263-6755（要予約）  
面接会場 仙台市青葉区春日町8番1号 宮城県司法書士会館